

# エイチ・アイ・エス 募集型企画旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅団は、株式会社エイチ・アイ・エス（東京都新宿区西新宿5-8-1、観光長官登録旅行業第24号、以下「当社」といいます）が企画および募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）の旅行条件・出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）を締結することになります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行行程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 3. 旅行のお申込み

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- (2)当社は郵便およびFAX・インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただけます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなされたものとして取り扱いする場合があります。
- (3)「出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りいたします」とあります。
- (4)申込金は「お支払い内側旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第6項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全额払い戻します。

旅行代金の額	申込金（お1人様）
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- ※ただし、定期期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めることによります。ローンをご利用の場合は異なることがあります。
- (4)お申込みの段階で、満席、滞りその他の事由で旅行契約の締結が画面でできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することあります。この場合でも当社は申込金を預かり金としてお支えます。ただし、当社が予約可能となる旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申込みがあった場合、または結果として予約が叶わなかった場合は、当社は該当お客様に全額払い戻します。

## 4. 団体・グループ契約

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行の承認があつた場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただけます。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 申込条件

- (1)お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (3)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別・年齢・資格、技能などの他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を保っているいらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特に配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応えます。また、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や顧客機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者、同伴者との同行などを条件とさせていただかず、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (5)お客様のお申込みに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (6)お客様がご旅行中に疾病・傷害その他の事由により、医師の診断または医療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の可能な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7)お客様のご都合による別途料金は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件で受け取ることもあります。
- (8)お客様のご都合により旅行の行程ごとに離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期日を定めて運送の連絡が必要です。
- (9)お客様がお客様に迷惑を及ぼす、または募集型企画旅行の内容を実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (10)国外籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
- (11)その他の当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

## 6. 契約の成立

- (1)第3項(1)および(2)の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受領をしたときに成立いたします。
- (2)第3項(2)の郵便およびFAX・インターネットの他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (3)第3項(4)の場合で、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該お申込みの欄回の回連絡がなく、かつ当社が、予約可能となる旨の通知を行ったときに契約成立するものとします。この場合、当社は既にお預かりしているお預かり金は、この時点にて正式に受取るものとみなします。
- (4)当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金領收書をもって代えさせていただきます。

## 7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、旅行条件書・申込書控等により構成されます。
- (2)当社お客様に、集合時間・場所・利用運送機関・宿泊機関等により構成されます。
- (3)当社お客様に、旅行代金を支払った日から旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前以前に旅行代金を支払った場合は、お渡し方法は、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 8. 行李代金のお支払い

- 旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただけます。また21日前にあたる日以前にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

## 9. お支払い対象旅行代金

- お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

## 10. 行李代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空機・船舶・鉄道等を利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含まれません）。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）また、パンフ

レット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港・宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
- (3)旅行日程に明示した観光料金（バス料金等・ガイド料金・入场料等）
- (4)旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（ハウフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に入りすぐの宿泊を基準とします）
- (5)旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外）および税・サービス料金
- (6)添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- \*上記諸費用は、お客様の都合により一部割り離されなくても払い戻しいたしません。

## 11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。

- (1)超過荷物料金（各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について）
- (2)クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人の諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- (3)傷害・疾病に関する医療費
- (4)渡航手続係員諸料金（旅券料紙・託付料紙・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業取扱料金等）
- (5)日本国内における自己宅から発着する空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の朝前・旅行終了日当日等の宿泊費
- (6)手荷物の運搬料金
- お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせ下さい）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託し手続きを代行するものです。
- (7)日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各種空港税・出入国税などの空港諸税
- (8)オプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (9)その他パンフレット等内で「〇〇料金」と称するもの
- (10)運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
- (11)宿泊機関が課す諸料金

## 12. 追加代金および割引代金

(1)第9項で「追加代金」は、以下の代金をいいます。

- (ア)あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます
- ア 1人部屋を使用される場合の追加代金（大人・子供一律1名様）
- イ ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ウ 「食事なし」コースを基本とする「食事付き」コース等との差額代金
- エ ホテルの宿泊延長のための追加代金
- オ 航空会社指定をして航空の追加代金
- カ 航空会社のラスベガス変更に要する運賃差額
- キ その他パンフレット等で「〇〇追加代金」と称するもの。
- (2)第9項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。
- (ア)あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます

## 13. オ客様が出発までに実施する事項

- (1)ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・出入国許可および各種証明書の取得および出発・空港手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただけます。ただし、当社は所定の料金を申立て、別途契約として渡航手続の一部または当社の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の用意が出来なくてはならない場合は責任は負いません。なお、当社は他の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務をかわる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
- (2)渡航先の衛生状況については
- 厚生労働省「海外感染症情報」ホームページ（http://www.forth.go.jp/）でご確認ください。
- (3)渡航先（国または地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者はお問い合わせください。
- 外務省「外務省海外安全安心ホームページ」（http://www.pouban.mofa.go.jp/）外務省海外安全相談センター：03-5501-8162でもご確認ください。

## 14. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、連運、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止・官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の闘争にしない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様が自らかまじめ速やかに当該事由が当社の闘争にやむを得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 15. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、連運、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止・官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の闘争にしない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様は渡航手続きの業務をかわる運送機関等のサービス提供の実施によって旅行代金を増額変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様は渡航手続きの業務をかわる運送機関等のサービス提供の実施によって旅行代金を増額変更します。
- (2)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3)14項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）による変更の場合を除く、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 16. オ客様の出発までの間

- (1)お客様は、当社の演説を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ、1人あたり1万円の手数料を支払わなければなりません。ただし、当社は、業者との合意により、お客様の出張をお断りする場合があります。

- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承認しお詫び料を受取したときに効力をもつものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

## 17. 旅行契約の解除・払い戻し

### (1)旅行開始前

#### ①お客様の解除権

- ア お客様は、旅行の開始を予定する旅行代金を支払ったときに旅行契約のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。
- (ア)お申込みの日より取消料の額に差が生じることもありますので、お支払いを願ひたいにします。

- イ 旅券・査証その他の渡航手続上での事由および各種ローンの取扱手続きにより、旅行契約の解消の場合は上記の取消料の対象になります。

- ウ オ客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- エ 第14項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項（旅行保険）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

- オ 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

- カ 天災地変、戦乱、暴動、連運・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他の当社の闘争にしない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるそれが極めて大きい時。

- ダ 当社がお客様に対し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定するまでに運送できなかったとき。

- エ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行実施が不可能になったとき。

- オ お客様が申込金で購入してしまったとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始前の日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- カ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- キ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- ク 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- エ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

- オ 旅行代金を支払った後、旅行開始日の前日までに払い戻しを希望するとき。

(2) 本項(1)の掲示を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最も限どめるよう努めることなど。

#### (3) 保険措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該費用を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 19. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していくべきことは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該費用を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 20. 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行については添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における見地観察員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他の担当を必要と認めたる業務の全部または一部を行ないます。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行行程表に明示いたします。
- (4) 添乗員は旅費の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- (5) 添乗員は旅費の業務は原則として、8時から20時までといたします。

お客様は、旅費の業務は原則として、8時から20時までといたします。

お客様は、旅費の業務は原則として、8時から20時までといたします。

## 21. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)
- (2) 手配代行者は、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地会配会社)をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社及び手配代行者の故意、過失により、お客様に損害を与えた場合に限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意、過失により、お客様に損害を与えたときは、当該サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社としては、海外旅行保険への加入を強くお薦めします。
- (5) お客様が次に示すするような場合は当社は手配代行者の責任と見做しません。  
ア 天災地変、暴乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
- エ 自由行動中の事故
- オ 食中毒
- カ 盗難、詐欺等の犯罪行為
- キ 連絡、機械等の遅延・不通、スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- ク 連絡、宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
- ケ その他、当社の責任としない事由
- (6) 手荷物につき生じた本項(1)の準則につきましては、本項(1)の規定にからず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があつた場合に限り、旅行者一人につき1万円を限度に賠償いたします。  
(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

## 22. 特別補償

- (1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社的特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急な意外の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金をお支払いいたします。  
ただし、現金、クレジットカード、電子料金、撮影済みのフィルム、その他当社的特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。  
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失いずれかに含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング・バングランダ・接吻・超軽量飛行機(モーターグライダー・マイクロライト機・クリクライト機等)・搭乗・ジャイロフレーン接吻その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は前項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動中の事故によって生じるときは、この限りではありません。
- (3) 当社は前項(当社の責任)を負ふに至ったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当されます。
- (4) 当社はお客様のために応じて本項の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合には、手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金を義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であつても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 23. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法務、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の責任の範囲を離さないことに以て当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償金を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用して、お客様自身の権利、義務等の他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後にあたってパンフレット記載の旅行サービスを円滑に受けるため、旅行地において運送機関等のサービスが提供されたと認識されたときは、当社の手配代行者または当社の手配代行者または、該当サービスの提供者に申出なければならない。

## 24. オプショナルツアーまたは情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收取して当社が旅行契約を締結するに際して、当社が別途料金を收取するに際して取扱い表示する。当社企画実施のオプショナルツアー(オプショナルツアーパート等)で明示表示します。
- (2) オプショナルツアーアクティビティの企画者は当社より現地法人である旨をパンフレット等で示した場合には、当社は当該オプショナルツアーパート等にお客様に第22項の特別補償(「後遺症による損害」)に対する措置として、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプショナルツアーアクティビティの企画者は、すべて当該オプショナルツアーアクティビティ等で現地法人および当該オプショナルツアーアクティビティ等で現地法人である旨を明示する旨を記載する場合に限ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「單なる情報提供」として可能な限りノーノーン等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可逆性ノーノーン等に参考するため、旅行地において单なる情報提供をしておられるお客様には、当社の手配代行者または、該当サービスの提供者に申出なければならない。

## 25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表右欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の(1)を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金が旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いします)ただし、当該変更事項について当社に第21項(当社の責任)が発生する事が明らかな場合には、変更補償金としてなく、損害賠償金の全部または一部

## お客様へ『ご案内とご注意』

### 【パスポートとビザについて】

- お客様のパスポートが今回の旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認のうえ、必要な手続きをお済ませください。

- アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式(MRP)かどうかをご確認ください。お持ちのパスポートは機械読取式(MRP)アメリカのビザが必要になります。

- 日本国籍以外の方は、ご自身にて本国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。

### 【変更について】

- 募集型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約をして取り扱います。その際に取消料の発生する期間内に取消料の対象となります。変更とは出発日および帰國日での日程変更、減便泊、コース変更(航空会社、ホテル、観光内容等)、旅行者の名前の変更(交替による場合を除く)などを含みます。

### 【特別な配慮を必要とされるお客様へ】

- お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の女性などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能な限り合理的な範囲で対応させていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、ご参加をお断りせざるを得ない場合はござります。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りせざる得ない場合があります。

### 【海外危険情報について】

- ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」という表示が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することができます。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を取りやめられます。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。  
(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不都合(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)

②旅行日程に支障をもたらす天候、天災地変

イ 戦乱

ウ 動亂

エ 官公署の命令

オ 不航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ 遅延、運送・運送・スケジュールの変更等運送等の進行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参画者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第17項の規定に基づき旅行契約が解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③当社が(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社が(2)の規定に基づき支払った変更補償金の額が100円未満である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

④当社が(1)の規定に基づき変更補償金を支払った場合に、当社は(2)の規定に基づき支払った変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑤当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑥当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑦当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑧当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑨当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑩当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑪当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑫当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑬当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑭当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑮当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑯当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑰当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑱当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑲当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

⑳当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉑当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉒当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉓当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉔当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉕当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉖当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉗当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉘当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉙当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉚当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉛当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉜当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉝当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉞当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉟当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。

㉟当社は、お客様が同意された場合、同一の規定に基づき支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその差額を支払います。